

第3 県債及び一時借入金の状況(普通会計)

県債は、県が建設事業や災害復旧事業を行うなど、一時に多額の資金を必要とする場合、この財源として総務大臣の同意を得て、または届出を行い、国等から長期に借り入れる資金であり、後年度に一定の償還計画に基づき返還していくものです。

1 県債年度末現在高

県債の平成28年度末現在高は、普通会計では、約1兆4,055億円で、これは前年度に比べ約149億円、1.1%増加しています。

これを事業別にみると、その主なものとして、国の補助金等を受けて行う公共事業の財源として借り入れる「公共事業等債」が24.5%を占めていることがわかります。

県債の借入先及び利率をみると、借入先は、その主なものとして政府資金が24.2%、市中銀行が50.2%となっており、利率別では、利率1%以下のものが64.4%、利率2%以下のものが98.2%を占めています。

次に、県債年度末現在高と県債依存度(歳入総額に占める県債発行額の割合)の推移をみると、県債年度末現在高(NTT債除く)は、平成13年度末に約8,811億円であったのが、平成28年度末には約1兆4,055億円となり、平成13年度末現在高の約1.6倍になっています。

一方、県債依存度は、平成25年度以降は20%を下回っているものの、平成26年度は18.1%、平成27年度は18.5%、平成28年度は17.7%と高い水準で推移しています。この要因として、臨時財政対策債の発行額の増加等が挙げられます。

平成28年度における県債の年度末現在高(普通会計)

(ア) 事業別

(単位:百万円)

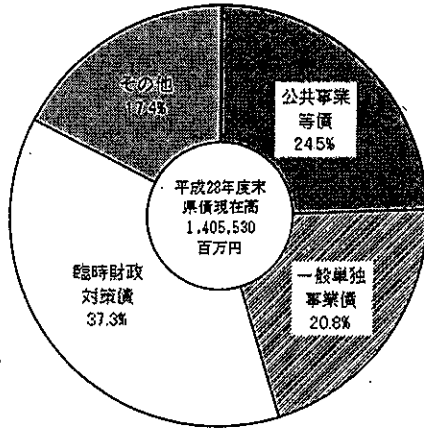
(イ) 借入先別及び利率別

(単位:百万円)

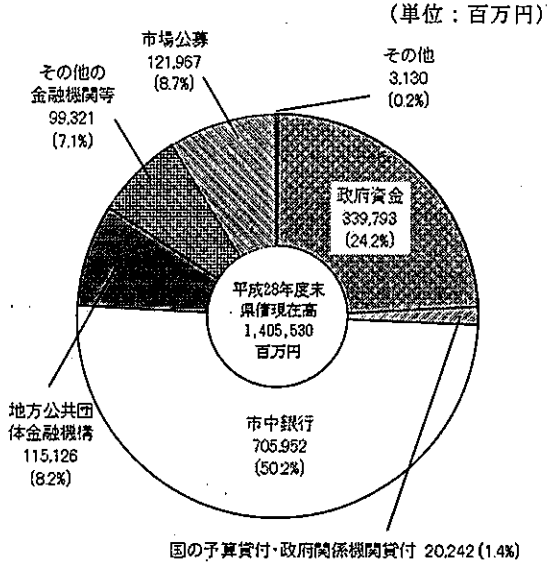
区 分	現在高	左の利率別内訳								
		借入先	現在高	1.0%以下	2.0%以下	3.0%以下	4.0%以下	5.0%以下	6.0%以下	7.0%以下
公共事業等債	344,135	政府資金	339,793	147,438	176,531	13,225	1,079	905	123	492
一般単独事業債	292,456	財政融資資金	329,152	145,990	168,554	12,180	963	852	123	492
公営住宅建設事業債	1,616	国庫公債資金	10,640	1,449	7,977	1,045	115	53	0	0
災害復旧事業債	18,235	国の予算貸付 政府関係機関貸付	20,242	18,714	578	241	564	144	0	0
首都圏等整備事業債	2,118	市中銀行	705,952	531,364	174,588	0	0	0	0	0
厚生福祉施設整備事業債	569	地方公共団体 金融機関	115,126	55,756	55,124	2,601	1,385	260	0	0
教育・福祉施設等整備事業債	17,014	その他の 金融機関	99,321	55,501	39,976	3,844	0	0	0	0
退職手当債	35,970	市場公募債	121,967	94,633	27,333	0	0	0	0	0
減税補てん債・減収補てん債	62,570	その他	3,130	2,000	1,130	0	0	0	0	0
臨時財政対策債	523,707	合計	1,405,530	905,406	475,261	19,910	3,028	1,309	123	492
その他	107,140									
合 計	1,405,530									

(四捨五入のため合計に合わない場合があります。)

県債事業別現在高構成図（普通会計）



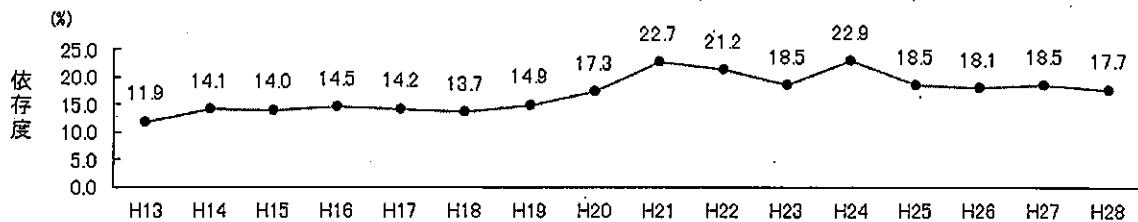
県債借入先別構成図（普通会計）



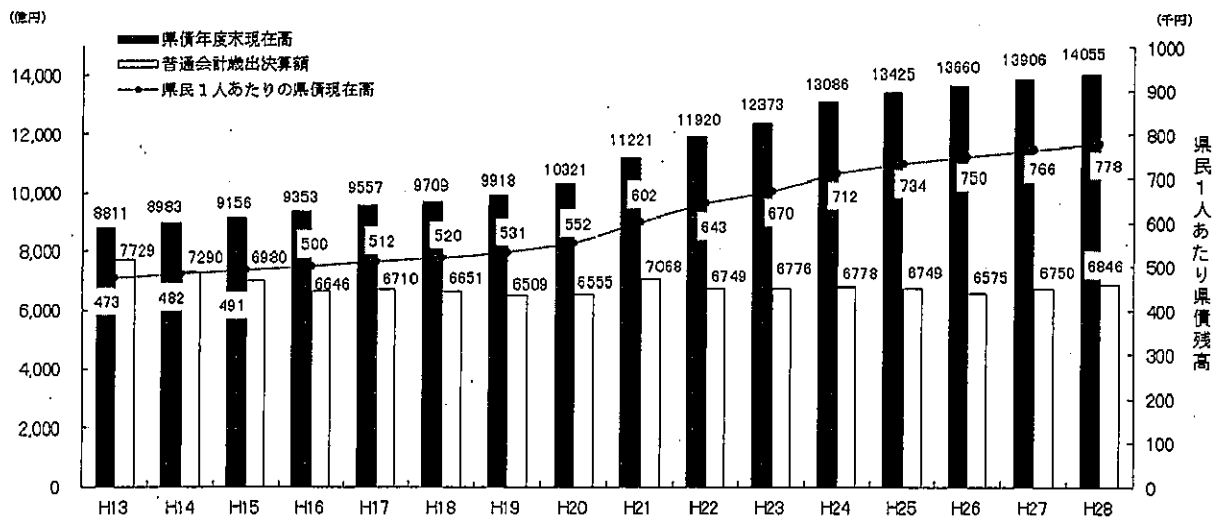
(四捨五入のため、合計に合わない場合があります。)

県債依存度と県債年度末現在高の推移（普通会計）

(ア) 県債依存度



(イ) 県債年度末現在高の推移



2 一時借入金

一時借入金は、予算執行にあたって歳計現金（一会計年度における一切の収入または支出に係る現金のこと）の資金繰りに不足を生じた場合、一時的に予算に定められた範囲内で市中銀行から借り入れるものです。

なお、資金繰りの必要から、平成28年度においては最大で約332億円の借入を行いました。全額年度内に償還しています。

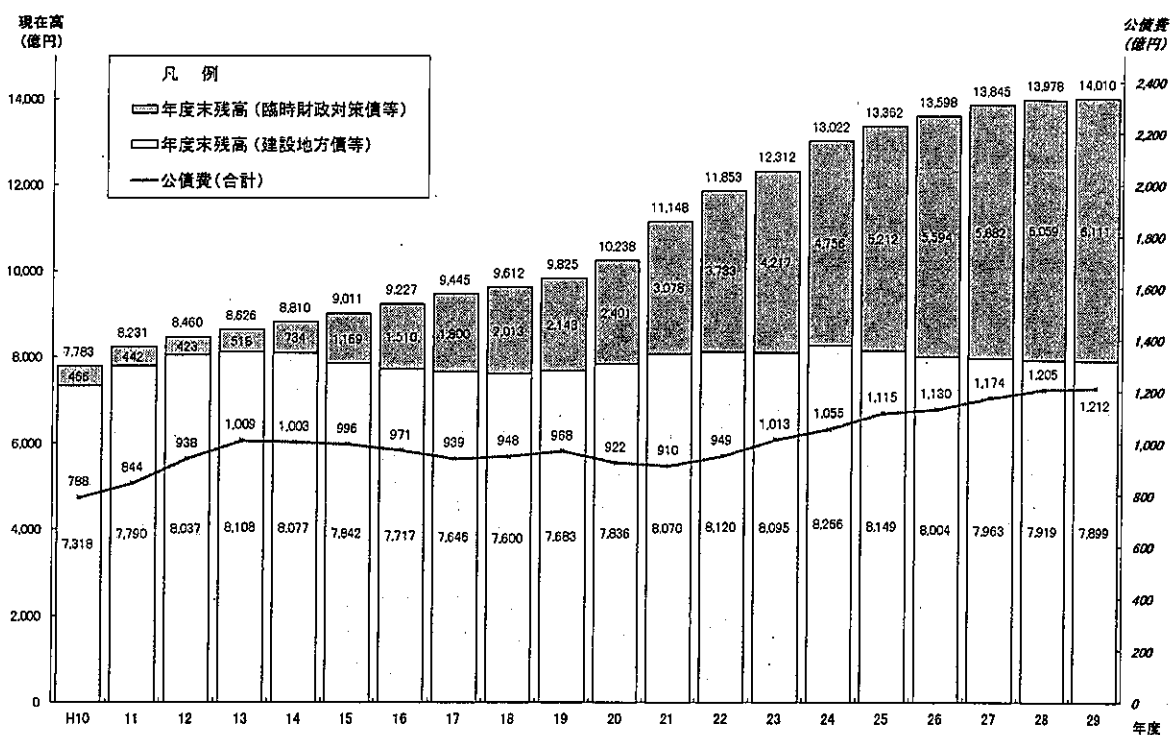
3 公債費・県債残高の推移(一般会計及び県債管理特別会計)

平成 29 年 9 月補正後時点における平成 29 年度までの県債残高の推移については、下表のとおりです。

県債残高については、建設地方債等と臨時財政対策債等の残高に区分し表示していません。建設地方債は公共事業等の建設事業実施に伴い発行するもので、その残高については、平成 19 年度以降増加傾向でしたが、三重県行財政改革取組において県債残高の減少に取り組んだ結果、平成 25 年度以降は減少傾向となっています。

臨時財政対策債は、平成 13 年度以降発行しており、本来、地方交付税で地方に交付されるべき金額について県債を発行するものですが、後年度の元利償還金に対し地方交付税が交付されるため、実質的には国から交付される地方交付税と同様で、将来世代の県民の負担増につながるものではありません。

公債費・県債残高の推移(一般会計及び県債管理特別会計)



- 注) 1. 年度末現在高は、平成 28 年度までは決算額、平成 29 年度は 9 月補正後予算額に年度内補正見込額を加算した額です。
 2. 臨時財政対策債等は、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県に裁量の余地のないものです。